

阿南工業高等専門学校毒物及び劇物取扱規則

(平成28年4月1日)

(規則第3号)

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）において使用又は保管する毒物及び劇物の取扱いについては、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構毒物、劇物及び危険物取扱規則（以下「機構取扱規則」という。）及びその他の法令、規則に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、毒物及び劇物とは、機構取扱規則第3条第1号に規定するものをいう。

(管理者)

第3条 機構取扱規則第4条第1項及び第5条に基づき本校の所有する毒物及び劇物を管理するため管理者を置き、校長をもって充てる。

(管理責任者)

第4条 機構取扱規則第4条第2項及び第5条に基づき、管理者の事務を担当するため、管理責任者を置き、事務部長をもって充てる。

(毒劇物等取扱責任者)

第5条 管理者及び管理責任者の業務を補助するため毒劇物等取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、別表のとおりとする。

2 取扱責任者は、管理者及び管理責任者の業務を補助する。

(保管方法等)

第6条 毒物及び劇物を職務上又は教育研究上取り扱う教職員（以下「取扱者」という。）は、機構取扱規則第9条に基づき毒物及び劇物を適切に保管しなければならない。

(取扱い)

第7条 取扱者は、法第2条第3項に定める特定毒物（以下「特定毒物」という。）を取り扱う場合は、所定の様式に、法第3条の2第1項に規定する特定毒物研究者であることを証する許可証及びその許可申請書の写しを添えて、管理責任者に報告しなければならない。

(使用等)

第8条 取扱者は、毒物及び劇物の受け払いを機構取扱規則第10条第1項の「毒物・劇物使用簿」（以下「使用簿」という。）に記入しなければならない。

2 取扱者は、前項の使用簿に基づき、毒物及び劇物の在庫量及び使用量を把握しなければならない。

3 取扱者は、保管している毒物及び劇物の数量と使用簿とを定期的に照合し、取扱責任者の確認を受けなければならない。

4 取扱者は、保管している毒物及び劇物が不要となった場合は、機構取扱規則第10条第3項の「不用毒物・劇物報告書」により取扱責任者を經由して管理責任者に報告しな

なければならない。

- 5 管理責任者は、前項の報告を受けたときは当該毒物及び劇物の処理に必要な措置をとる。ただし、当該措置をとるまでの間、取扱者は、毒物及び劇物を適切に管理しなければならない。

(事故等の措置)

第9条 取扱者は、事故等を取扱責任者に届け出なければならない。

- 2 取扱責任者は、管理する毒物及び劇物が飛散、漏れ、流れ出し、しみ出し、又は地下等にしみ込んだ場合において、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、速やかに管理責任者に届け出るとともに、その危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

- 3 管理責任者は、前2項の届け出を受けたときは、速やかに保健所、警察署等関係機関に連絡するとともに、管理者に報告しなければならない。

(検査)

第10条 管理者は、機構取扱規則第11条に基づき、毒物及び劇物の管理等に係る実施状況について検査を行う。

(事務)

第11条 毒物及び劇物の管理・保管に関する事務は、総務課契約係において処理する。

附則

- 1 この規則は、平成28年7月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 阿南工業高等専門学校毒物及び劇物取扱規則（平成10年11月16日制定規則第1号）は廃止する。

別表（第5条関係）

学 科 等	毒劇物等取扱責任者
創造技術工学科 一般教養	一般教養主任
創造技術工学科 機械コース	機械コース主任
創造技術工学科 電気コース	電気コース主任
創造技術工学科 情報コース	情報コース主任
創造技術工学科 建設コース	建設コース主任
創造技術工学科 化学コース	化学コース主任
専 攻 科	専攻科長
地域連携・テクノセンター	地域連携・テクノセンター長
事 務 部	総務課長